

# 農薬事故及び中毒発生時の対応について

## 1 農薬事故発生時の連絡措置

(1) 農薬の事故等が発生し、不特定多数の者に危害が生じる恐れのあるときはその旨を健康福祉事務所（保健所）、警察署または消防機関に届出るとともに、その危害を防止するために必要な応急措置を講じる。

さらに、病虫害防除所または農業改良普及センター、農林（水産）振興事務所等に連絡し、その後の被害発生時の未然防止に努める。

(2) 農薬を盗難された時または紛失したときは、直ちに警察署に届出る。また、貯蔵・保管場所への不法侵入者等を発見した場合には、警察に通報する等応急の措置を講じる。

## 2 応急処置法

### (1) 経口摂取の場合

誤って飲み込んだ場合は直ちにコップ1杯の水を飲ませて、指やスプーンの柄などで喉の奥を刺激し、胃の中のを吐き出させる。ただし、患者が意識不明のときは吐かせてはいけない。

### (2) 皮膚、衣服に付着した場合

汚染した衣類を脱がせ、皮膚を石けんでよく洗い、付着した農薬を除去する（有機りん剤はアルカリ性になると分解しやすいので石けんがよい）。皮膚のかぶれが生じた場合は、オリーブ油などの植物油を塗る。

### (3) 眼に入った場合

直ちに蛇口の水、やかんの水のような流水で十分に洗眼する。

### (4) 吸入した場合

すみやかに空気のきれいな日陰に運び衣服をゆるめて深呼吸をさせ、安静にさせる。

## 3 医師への連絡事項

### (1) 事故発生時の状況

- ・農薬調製中、散布中、散布後の別
- ・誤飲、誤用、自殺目的の別

### (2) 農薬の種類、剤型、濃度及び摂取量

（使用した農薬の空きビンや袋あるいはラベルを持って行く。）

### (3) 中毒症状発現まで

- ・散布開始後症状が出るまでの時間
- ・嘔吐の有無

## 4 農薬中毒に関する問い合わせ先

散布作業中や散布後に異常を感じた場合は、直ちに医師の手当てを受けて下さい。

処置法などで不明なことは、下記へ電話でお尋ねください。

一般市民専用電話（情報提供料：無料）

大阪 072-727-2499 365日 24時間

つくば 029-852-9999 365日 9時～21時

\*なお、一般市民専用電話に医師および医療機関の皆様からお問い合わせを受けた場合、情報提供料は有料（1件につき2,000円）となりますので、ご了承下さい。

医療機関専用有料電話（情報提供料：1件につき2,000円）

大阪 072-726-9923 365日 24時間

つくば 029-851-9999 365日 9時～21時